

生命保険料控除額計算例（Q & A）

一般生命保険料、個人年金保険料は、加入時期によってさらに「旧契約（平成23年12月31日以前）」と「新契約（平成24年1月1日以降）」の2つに分かれます。介護医療保険料は「新契約」とし、以下の計算式により控除額を計算します。

※旧契約と新契約の両方の契約がある場合、旧契約のみ、新契約のみ、旧契約と新契約の両方の合計のいずれかから控除額を選択することができます。

旧契約(一般生命保険・個人年金保険)		新契約(一般生命保険・介護医療保険・個人年金保険)	
支払金額	控除額の算出方法	支払金額	控除額の算出方法
～15,000円	支払保険料の全額	～12,000円	支払保険料の全額
15,001円～ 40,000円	支払保険料×0.5+7,500円	12,001円～ 32,000円	支払保険料×0.5+6,000円
40,001円～ 70,000円	支払保険料×0.25+17,500円	32,001円～ 56,000円	支払保険料×0.25+14,000円
70,001円～	35,000円（限度額）	56,001円～	28,000円（限度額）

Q1 支払った保険料が・・・
・旧一般生命保険料40,000円 ・介護医療保険料10,000円 ・旧個人年金保険料30,000円



一般生命保険料	①新一般生命保険料のみの場合 * 控除額の計算：（新契約）の表で計算 * 控除限度額：28,000円	控除額 27,500円 【算出根拠】 40,000円×0.5+7,500円	合計控除限度額 70,000円
	②旧一般生命保険料のみの場合 * 控除額の計算：（旧契約）の表で計算 * 控除限度額：35,000円		
	③新+旧一般生命保険料が両方ある場合 * 控除額の計算：（新契約）と（旧契約）の表で新旧それぞれを計算して合算 * 控除限度額：28,000円		
介護医療保険料	* 控除額の計算：（新契約）の表で計算 * 控除限度額：28,000円	控除額 10,000円 【算出根拠】 支払保険料の全額	
個人年金保険料	④新個人年金保険料のみの場合 * 控除額の計算：（新契約）の表で計算 * 控除限度額：28,000円	控除額 22,500円 【算出根拠】 30,000円×0.5+7,500円	
	⑤旧個人年金保険料のみの場合 * 控除額の計算：（旧契約）の表で計算 * 控除限度額：35,000円		
	⑥新+旧個人年金保険料が両方ある場合 * 控除額の計算：（新契約）と（旧契約）の表で新旧それぞれを計算して合算 * 控除限度額：28,000円		

正解は・・・

A1 **60,000円** ※合計控除限度額70,000円に満たないため、60,000円が生命保険料控除額になります。




【算出根拠】旧一般生命保険料27,500円+介護医療保険料10,000円+旧個人年金保険料22,500円

Q2

支払った保険料が・・・

・新一般生命保険料40,000円 ・介護医療保険料10,000円 ・新個人年金保険料30,000円



一般生命保険料	①新一般生命保険料のみの場合 * 控除額の計算：（新契約）の表で計算 * 控除限度額：28,000円	 <p>控除額 24,000円</p> <p>【算出根拠】 40,000円×0.25+14,000円</p>	
	②旧一般生命保険料のみの場合 * 控除額の計算：（旧契約）の表で計算 * 控除限度額：35,000円		
	③新+旧一般生命保険料が両方ある場合 * 控除額の計算：（新契約）と（旧契約）の表で新旧それぞれを計算して合算 * 控除限度額：28,000円		
介護医療保険料	* 控除額の計算：（新契約）の表で計算 * 控除限度額：28,000円	 <p>控除額 10,000円</p> <p>【算出根拠】 支払保険料の全額</p>	合計控除限度額 70,000円
個人年金保険料	④新個人年金保険料のみの場合 * 控除額の計算：（新契約）の表で計算 * 控除限度額：28,000円	 <p>控除額 21,000円</p> <p>【算出根拠】 30,000円×0.5+6,000円</p>	
	⑤旧個人年金保険料のみの場合 * 控除額の計算：（旧契約）の表で計算 * 控除限度額：35,000円		
	⑥新+旧個人年金保険料が両方ある場合 * 控除額の計算：（新契約）と（旧契約）の表で新旧それぞれを計算して合算 * 控除限度額：28,000円		

正解は・・・

A2 55,000円 ※合計控除限度額70,000円に満たないため、55,000円が生命保険料控除額になります。

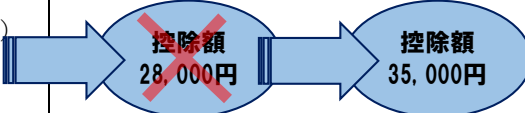
【算出根拠】旧一般生命保険料24,000円+介護医療保険料10,000円+旧個人年金保険料21,000円

支払った保険料が・・・

Q3 ・新一般生命保険料60,000円 ・旧一般生命保険料80,000円 ・介護医療保険料10,000円
・新個人年金保険料70,000円 ・旧個人年金保険料80,000円



一般生命保険料	①新一般生命保険料のみの場合 * 控除額の計算：（新契約）の表で計算 * 控除限度額：28,000円	<p>【算出根拠】 ③で算出すると・・・ 新60,000円＝限度額28,000円 旧80,000円＝限度額35,000円 新28,000円+旧35,000円＝63,000円 限度額28,000円<新+旧63,000円 算出した控除額が限度額を上回るため28,000円 ですが・・・</p>	
	②旧一般生命保険料のみの場合 * 控除額の計算：（旧契約）の表で計算 * 控除限度額：35,000円		
	③新+旧一般生命保険料が両方ある場合 * 控除額の計算：（新契約）と（旧契約）の表で新旧それぞれを計算して合算 * 控除限度額：28,000円		



介護医療保険料	<ul style="list-style-type: none"> * 控除額の計算：（新契約）の表で計算 * 控除限度額：28,000円 	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> 控除額 10,000円 </div>	【算出根拠】 支払保険料の全額	合計控除限度額 70,000円
個人年金保険料	④新個人年金保険料のみの場合 <ul style="list-style-type: none"> * 控除額の計算：（新契約）の表で計算 * 控除限度額：28,000円 	【算出根拠】 一般生命保険料と同様に算出した控除額が限度額を上回るため28,000円ですが・・・		
	⑤旧個人年金保険料のみの場合 <ul style="list-style-type: none"> * 控除額の計算：（旧契約）の表で計算 * 控除限度額：35,000円 			
	⑥新+旧個人年金保険料が両方ある場合 <ul style="list-style-type: none"> * 控除額の計算：（新契約）と（旧契約）の表で新旧それぞれを計算して合算 * 控除限度額：28,000円 	<div style="border: 2px solid green; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;"> 控除額 28,000円 </div>	<div style="border: 2px solid green; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;"> 控除額 28,000円 </div>	

正解は・・・

A3 70,000円

新・旧一般生命保険料28,000円+介護医療保険料10,000円+新・旧個人年金保険料28,000円より66,000円としたいところですが、三芳町ホームページの『なるほど！生命保険料控除』※PDFファイルに掲載してある★ポイント★のとおり、以下の方法により申告した方が有利になります。

【算出根拠】 旧一般生命保険料35,000円+介護医療保険料10,000円+旧個人年金保険料35,000円
上記の合計額80,000円が合計控除限度額70,000円を上回るため70,000円となります。

生命保険料控除額の計算って複雑だけど、計算例を用いて考えるとわかりやすいね♪
計算例以外にも三芳町ホームページの『なるほど！生命保険料控除』※PDFファイルも掲載してありますので、参考にしてくださいね。

